

吹田市第3次総合計画基本計画見直し支援委託業務仕様書

I 総則

1 業務目的

「吹田市第3次総合計画基本計画見直し支援委託業務」(以下「本業務」という。)は、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため基本計画の見直しを行い、新たな基本計画の策定を目的とする。

新たな基本計画については、社会経済状況の変化や時代の潮流を踏まえ、総合的・戦略的な視点に立ち、実効性の高いものとなるよう策定する。

2 適用範囲

本仕様書は、吹田市(以下「甲」という。)が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者(以下「乙」という。)が履行しなければならない事項を定めたものである。

3 適用基準等

(1) 適用基準

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

(2) 業務対象区域

業務対象区域は、吹田市全域とする。

4 疑義

本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに甲・乙協議の上、乙は甲の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

5 履行期間

本計画の策定期間は、平成23年度から平成25年度までの3年間であるが、本業務の履行期間については、契約締結の日から平成24年3月31日までとする。

6 提出書類

乙は本業務実施にあたって次の書類を速やかに甲に提出し、承認を得るものとする。

(1) 作業実施計画書

(2) 業務着手届

(3) 業務責任者届兼経歴書

(4) 業務工程表

(5) 貸与データおよび資料に関する誓約書

(6) その他甲が指示するもの

7 業務責任者

- (1) 業務責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に甲・乙十分協議を行うとともに常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

8 打合せ

乙は、本業務の主旨を熟知し、業務実施期間中においては、甲と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、甲の承認を得るものとする。打合せは、初回、中間回、納品時を基本とするが、各会議前には確認協議を行うものとする。

9 秘密の保持

本業務において、乙の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

10 損害賠償

乙は、本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には乙が一切を処理するものとする。

11 資料の貸与

乙は、本業務に必要な資料を甲より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

12 関係官公庁等への手続き等

業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、乙の責任において迅速に処理するものとする。

13 検査

本業務実施中、乙は必要に応じて甲の中間検査を受け、業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は乙が負担するものとする。

14 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて甲の所有とし、調査結果についても甲の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

Ⅱ 業務内容

1 業務概要

本市は、平成18年度（2006年度）を初年度とする吹田市第3次総合計画に基づき、「人が輝き、感動あふれる 美しい都市 すいた」の将来像を目指して、総合的かつ計画的なまちづくりを展開している。本総合計画は、基本構想と基本計画の期間を、平成18年度（2006年度）から平成32年度（2020年度）の15年間としているが、基本計画は、社会経済状況の変化をみながら、中間年度の平成25年度（2013年度）までに必要な見直しを行うものとしている。

今次の基本計画については、吹田市第3次総合計画基本構想のもと、抜本的な見直しに取り組むものとする。

具体的には、平成18年度からの既存基本計画の総点検（行政評価等）を行った上で、社会経済状況をはじめとする本市の取り巻く環境の変化を調査・分析し、適切な成果や課題等を抽出し、新たな行財政計画を取り入れた総合的・戦略的な視点に立ち、平成32年度までの基本計画を策定する。

本業務は、総合計画における基本計画の作成を確実かつ順調に遂行するため、作成全般の細部にわたるコンサルティング業務等を行うことを目的とする。

なお、本業務は、概ね次のとおりとする。

(1) 見直し準備に伴う分析等の支援

① 基本構想の検証及び基本計画の点検

- ・ 社会経済状況等の変化に対応するため、基本構想を検証すること。
- ・ 基本計画の点検については、これまでの行財政改革の取り組みの結果及び行政評価の成果や課題を分析し、想定されていなかった新たな課題や重点施策等について抽出すること。

② 基礎資料の分析

- ・ 本市と社会経済状況等との関係を分析すること。
- ・ 市の個別計画、国・府の中長期的な関連計画、大規模プロジェクト計画を整理し、分析すること。
- ・ 類似する都市と比較し、本市の強みや弱みを分析すること。
- ・ 本市の人口産業等をはじめとする基礎的なデータを整理し、今後の見通しを分析すること。

③ 市民意識調査結果の分析及び学生アンケート等の調査・分析

- ・ 平成22年度に実施した「吹田市市民意識調査」の結果を分析すること。
- ・ 次代の担い手となる学生を対象に、アンケート及びヒアリングを実施する予定である。
- ・ アンケート調査は、市内の中学2年生（約600人）を対象とし、乙は、アンケート調査の原案の作成、集計・分析を行うこと。なお、アンケート調査に必要な印刷、集配は甲で行うものとする。
- ・ ヒアリングは、市内の公立高校2年生（1グループ（6名（男・女各3名）程度）×5校）を対象とし、乙は、ヒアリングへの参加、運営にかかる提案、その結果に基づ

く分析を行うこと。

④ 課題検討集の作成

- ・ ①～③の分析結果を課題検討集としてまとめること。なお、課題検討集は、公開し広く市民意見を聞く材料とする。

(2) 基本計画見直し策定支援

① 基本構想の検証の概要及び基本計画見直しの概要整理

- ・ 基本構想の検証の概要及び基本計画見直しの概要は、上記の見直し準備に伴う分析等や、新たな行財政改革の取り組みを踏まえ、重点化施策をはじめとする戦略的な視点に立ちつつ、わかりやすい施策体系等の骨子(案)を簡潔に整理すること。

② 部門別計画の見直しに関する策定支援

- ・ 市民をはじめ誰もが共有でき、わかりやすい計画となるよう支援すること。
- ・ 部門別計画等が実効性の高いものとなるよう、総合計画を核となる仕組みづくりの策定について支援すること。
- ・ 具体的には、「目指すべき姿」、「達成度を示す指標（達成値、目標値、目指そう値）」、「役割分担（多様な主体）」、「主な取り組み」、「関連する個別計画等」等を想定しているので、その策定の支援をすること。

③ 地域別計画の見直しに関する策定支援

- ・ 地域別計画については、市民の主體的な取り組みや地域の重点的な施策を特化して抽出し、策定の支援をすること。

④ 策定過程における基本計画の作成支援

- ・ 基本計画（部門別計画、地域別計画）については、策定過程において「たたき台」、「素案」、「成案」が必要となるので、作成の支援をすること。

(3) 各種会議等の運営支援

① 市民参画に関する運営支援

a. 市民フォーラム運営支援

- ・ 基本計画の見直しに先立ち、市民の関心を高めつつ、現在の課題を抽出するため、市民フォーラムを開催する予定である。
- ・ 乙は、市民フォーラム開催にあたり、基調講演をはじめとした運営にかかる提案、関連資料の作成、議事録（概要）の作成を行うこと。（基調講演にかかる講師料を含む。）

b. 地域別懇談会の運営支援

- ・ 地域別計画の策定過程に応じて、地域別懇談会を開催する予定である。
- ・ 地域別懇談会は、地域別計画の策定過程で実施し、総合計画で区分している6ブロックを対象とする。構成員は、ブロックごとの市民活動を行っている市民とする。
- ・ 乙は、本懇談会に参加し、会の準備、司会進行、ファシリテーターの役割等を担うとともに、会の運営にかかる提案、関連資料の作成、会議録（概要）の作成等を行うこと。

c. 市民意見交換会の運営支援

- ・ 基本計画（部門別計画、地域別計画）の策定過程に応じて、広く市民の方々より意見を聴取するため、市民意見交換会を開催する予定である。
- ・ 乙は、市民意見交換会に参加し、会の準備、司会進行、ファシリテーターの役割等を担うとともに、会の運営にかかる提案、関連資料の作成、会議録（概要）の作成等を行うこと。

d. パブリックコメントの支援

- ・ 基本計画の策定過程に応じて、広く市民の方々より意見聴取を行うために、パブリックコメントを実施する予定である。
- ・ 乙は、パブリックコメントに必要な資料の作成と市民意見等の整理を支援すること。

② 総合計画審議会の運営支援

- ・ 総合計画の策定にあたっては、附属機関として総合計画審議会及び同審議会作業部会を設置する。
- ・ 乙は、同審議会等に参加し、会議運営にかかる提案、審議会提出資料の作成、会議録の作成等を行うこと。

③ 庁内総合計画策定委員会の運営支援

- ・ 総合計画の策定にあたっては、庁内に総合計画策定委員会及び同策定委員会の作業部会を設置する。
- ・ 乙は、同策定委員会等に参加し、委員会等の運営にかかる提案、資料の作成、会議録（概要）の作成等を行うこと。

(4) 策定過程における情報公開の支援

基本計画の策定過程について、「本市ホームページ」、「市報すいた」等の媒体を通じて広く情報公開を実施するため、その作成に関する支援を行うこと。

(5) 総合計画書の本編及びハンドブックの作成

乙は、総合計画の本編及びハンドブックの作成にあたって、レイアウトの提案、図表、地図、イラスト、概念図、写真を盛り込んで編集し、甲の指示があった段階において、最終印刷版の原稿を作成すること。

2 年度別の主な業務委託の内容について

本業務は、平成23年度から平成25年度の3か年で実施するが、業務委託の発注は、それぞれの年度において分離するものとする。

なお、年度別における主な業務委託の内容は、別表に示す。

3 成果品

(1) 最終の成果品

- ① 総合計画書は、「本編」、「ハンドブック版」、「資料編」、「策定過程編」に区分し、まとめるものとする。
- ② 各原稿のデータは、電子記憶媒体に保存し提出すること。（ホームページ掲載予定の原稿は、PDFデータとする。）各1部

③ 総合計画書「資料編」、「策定過程編」は、印刷し各3部を提出すること。なお、総合計画書「本編」、「ハンドブック版」は、甲が印刷する。

④ その他甲が指示するもの

(2) 年度別の成果品

別表に示す。

4 著作権及び版權

(1) 本契約で作成された印刷物の著作権及び版權は、甲が所有するものとする。

(2) 本契約の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、写真及びネガフィルム等については、甲に譲渡すること。

(3) 甲が前号の規程により引渡しの請求をしたときは、甲の指定する方法に従い、指定された期日までに、これらを引き渡さなければならない。

年度別における主な業務委託の内容

項目	平成23年度(2011年度)	平成24年度(2012年度)	平成25年度(2013年度)
見直し準備に伴う分析等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 基本構想の検証及び基本計画の点検 ② 基礎資料の分析 ③ 市民意識調査の分析及び学生アンケート等の調査・分析 ④ 課題検討集の作成 	/	/
基本計画見直し策定支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 基本構想の検証の概要及び基本計画見直しの概要整理 ② 部門別計画の見直しに関する策定支援(たたき台まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 部門別計画の見直しに関する策定支援(素案まで) ② 地域別計画の見直しに関する策定支援(たたき台まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 部門別計画の見直しに関する策定支援(最終まで) ② 地域別計画の見直しに関する策定支援(最終まで)
各種会議等の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 庁内総合計画策定委員会の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定委員会の開催予定 ・ 作業部会の開催予定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民参画に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民フォーラムの開催予定 ・ 市民意見交換会の開催予定 ・ 地域懇談会の開催予定 ・ パブリックコメントの予定 ② 総合計画審議会の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画審議会の開催予定 ・ 部会の開催予定 ③ 庁内総合計画策定委員会の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定委員会の開催予定 ・ 作業部会の開催予定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民参画に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意見交換会の開催予定 ・ パブリックコメントの予定 ② 総合計画審議会の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画審議会の開催予定 ・ 部会の開催予定 ③ 庁内総合計画策定委員会の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定委員会の開催予定 ・ 作業部会の開催予定
成果品	<ul style="list-style-type: none"> ① 課題検討集の作成 ② 基本構想の検証の概要及び基本計画の見直しの概要(骨子(案))の作成 ③ 部門別計画の見直しに関するたたき台 ④ 部門別計画の見直しに関する資料 ⑤ 庁内総合計画策定委員会に関する報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ① 部門別計画の見直しに関する素案 ② 地域別計画の見直しに関するたたき台 ③ 市民参画に関する報告書 ④ 総合計画審議会に関する報告書 ⑤ 庁内総合計画策定委員会に関する報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合計画書(本編) ② 総合計画書(ハンドブック版) ③ 総合計画(資料編) ④ 総合計画(策定過程編) <ul style="list-style-type: none"> 市民参画、総合計画審議会、 庁内総合計画策定委員会